

谷山駅周辺地区 第37号 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課
〒891-0141
鹿児島市谷山中央5丁目26番7号



連絡先	谷山駅周辺地区係	TEL099-269-8435 (直通)
	補償係	TEL099-269-8437 (直通)
	工事係	TEL099-269-2141 (直通)
	谷山第二・第三地区係	TEL099-269-8436 (直通)
	F A X	099-268-2602



現在の谷山駅周辺地区



① 宅地整地工事が完了しました。



② 道路築造工事を進めています。

各種届出・許可申請は谷山都市整備課でお渡ししています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。詳しくは裏面の欄外下部をご覧ください。



許可申請

○土地区画整理事業の施行地区内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易ではない物件の設置・堆積を行うとき
(土地区画整理法第76条)

届出

- 土地の登記名義人が変わったとき
(変更後の登記簿謄本の写しをご準備ください)
- 土地所有者の住所を変更したとき
- 代理人を定めたとき
- 借地権の申告をするとき
(他人名義の土地に建物などを所有する人)

皆様へのお願い

次のような時には谷山都市整備課まで「届出」や「許可申請」が必要になります。

秋晴の候、皆様いかがお過ごしでしょうか。さて、今年度も皆様のご理解とご協力をいただきながら、事業を進めているところです。

上の写真は令和3年9月に撮影した谷山駅周辺地区の航空写真です。令和2年度の繰越工事を進めていました、8街区西側の宅地整地工事が完了したほか、5・2・7街区南側、22・23街区西側の道路築造工事が完了しました。

現在、8街区東側の宅地整地工事と8街区周辺の道路築造工事、35・36・37・38・39街区周辺の道路舗装工事、永田管理橋付近の道路擁壁築造工事を行っています。

皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、事業の早期完了に向け、より一層、努力してまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

第5回事業計画変更について



谷山駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、計画の一部を見直し、事業計画の変更を行いました。令和3年7月4日に地元説明会を開催し、その後、縦覧を行い、鹿児島県知事の認可を受け、令和3年9月6日に第5回事業計画変更の公告を行いました。なお、今回の変更の概要は次のとおりです。

【街区等の形状変更】

- ① 5・6・7街区の街区形状変更
(変更後→5-1・5-2・6・7街区)
- ② 1号公園の街区形状変更
- ③ 2号公園の街区形状変更
- ④ ①②③の変更に伴う道路の追加及び位置の変更等

【総事業費】

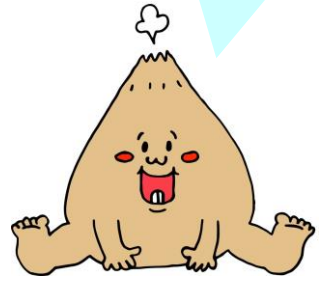
255億4300万円→264億2700万円
(8億8400万円の増額)

※これまでの工事実績等を精査したところ、増額となりました。

【施行期間】

換地処分…令和6年度→令和8年度
工事概成…令和4年度→令和6年度
※土壌汚染が確認されたことによる街区形状変更等に伴い、施行期間を2年間延伸しました。

事業計画変更について、ご不明な点がございましたら、谷山駅周辺地区係(Tel.099-2609-8435)まで、お気軽にお問い合わせください。

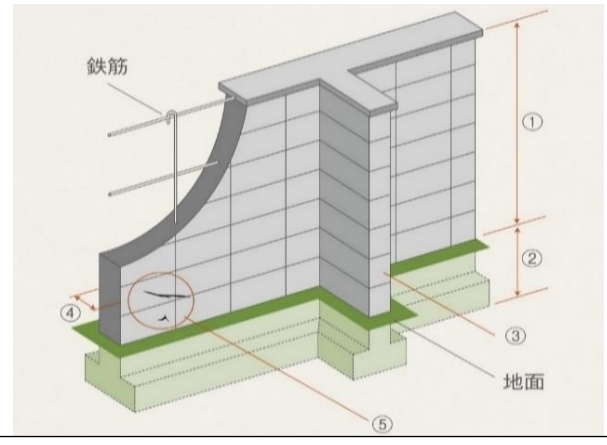


ブロック塀等の安全確保について

宅地と宅地の境界に設置しているL型擁壁や土留めのための軽量ブロックの上にブロック塀等を設ける場合、建築基準法の構造基準を遵守されるようお願いいたします。
ブロック塀等については、平成28年の熊本地震や平成30年の大阪北部地震において、倒壊の被害が発生しました。倒壊したブロック塀等は、通行人に危害を及ぼすだけでなく、道路をふさぎ、被災者の避難や救助活動を妨げる恐れがあることから、国や自治体において安全点検の周知などを図っています。
また、建築基準法では、ブロック塀等の高さや基礎などの構造基準が定められており、擁壁の上にはブロック等を3段以上設ける場合は、構造の検討が必要となります。(土留めの上に設ける場合は、一体の構造として、同法の基準を満たす必要があります。)
使用収益を開始した後、宅地の管理は権利者の方に行ってください。くこととなりますので、ブロック塀等を設ける場合は、構造基準等を守っていただくとともに、適切な安全管理をしていただきますようお願いいたします。

なお、ブロック塀等に関することは、鹿児島市建築指導課までお問い合わせください。
TEL:099-216-1359(直通)

ブロック塀の安全点検チェックリスト



- 鉄筋のあるブロックの場合
- ☑①塀の高さが地盤から2.2m以下になっている
- ☑②深さが30cm以上の基礎がある(①が1.2m超の場合)
- ☑③約3mごとに①の1/5以上の長さの控え壁がある(①が1.2m超の場合)
- ☑④塀の厚さが10cm以上ある(①が2m超は15cm)
- ☑⑤塀に傾きやひび割れがない



L型擁壁

軽量ブロック

